

(証券コード：3371)
(発送日) 2024年6月4日
(電子提供措置開始日) 2024年5月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ソフトクリエイトホールディングス
代表取締役会長 林 勝

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.softcreate-holdings.co.jp/ir>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式基本情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3371/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ソフトクリエイトホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3371」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月18日(火曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー5階
株式会社ソフトクリエイイトホールディングス
本社 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご来場される場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎昨年に引き続き、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、とりやめさせていただいております。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ①事業報告の「企業集団の財産及び損益の状況の推移」
- ②事業報告の「主要な事業内容」
- ③事業報告の「主要な拠点等」
- ④事業報告の「使用人の状況」
- ⑤事業報告の「主要な借入先の状況」
- ⑥事業報告の「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- ⑦事業報告の「新株予約権等の状況」
- ⑧事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ⑨事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ⑩連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑪連結計算書類の「連結注記表」
- ⑫計算書類の「貸借対照表」
- ⑬計算書類の「損益計算書」
- ⑭計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑮計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の表 XX 票

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

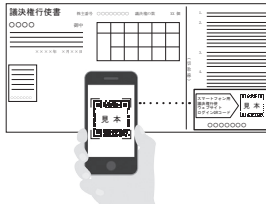
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

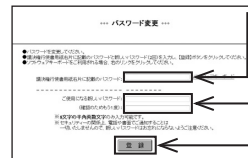
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	はやし 林 (1945年5月25日生) 820,320株 まさる 勝	1971年3月 白坂産業株式会社（現当社）入社 1971年4月 当社取締役 1982年4月 当社代表取締役社長 2006年5月 当社代表取締役社長兼CEO 2006年10月 当社代表取締役会長兼CEO 2008年5月 当社代表取締役会長 2012年6月 当社代表取締役会長執行役員 2012年10月 株式会社e c b e i n g代表取締役会長執行役員（現任） 株式会社ソフトクリエイト取締役 2013年1月 当社代表取締役会長執行役員 兼経営企画本部長 2013年5月 当社代表取締役会長（現任） 2014年4月 株式会社ソフトクリエイト取締役会長執行役員（現任） 2018年6月 全農ECソリューションズ株式会社監査役（現任） 2020年9月 株式会社ジョーレン取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社e c b e i n g代表取締役会長執行役員 株式会社ソフトクリエイト取締役会長執行役員 全農ECソリューションズ株式会社監査役 株式会社ジョーレン取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	はやし むね はる 林 宗 治 (1974年8月23日生) 814,428株	2000年6月 株式会社ソフトクリエイト（現当社）取締役 2003年6月 当社常務取締役 2005年5月 当社専務取締役 2006年5月 当社代表取締役専務兼COO兼ネットワーク事業部長兼第一営業事業部長 2006年10月 当社代表取締役社長兼COO 2007年1月 当社代表取締役社長兼COO兼X-point事業部長 2007年4月 株式会社エイトレッド代表取締役社長 2008年5月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼EC事業推進本部長 2011年3月 当社代表取締役社長兼EC事業戦略本部長 2012年4月 当社代表取締役社長兼SIカンパニー代表 2012年6月 当社代表取締役社長執行役員兼SIカンパニー代表 2012年10月 当社代表取締役社長執行役員 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員（現任） 2013年5月 当社代表取締役社長（現任） 2015年8月 株式会社エイトレッド取締役会長 2017年11月 株式会社Y2S取締役（現任） 2018年10月 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役（現任） 2023年1月 株式会社エイトレッド代表取締役会長（現任） 2024年4月 システムワークスジャパン株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社エイトレッド代表取締役会長 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 株式会社Y2S取締役 システムワークスジャパン株式会社取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	はやし まさ や 林 雅也 (1977年10月25日生) 814,330株	<p>2000年4月 株式会社ソフトクリエイト（現当社）入社</p> <p>2004年9月 有限会社ティーオーシステム代表取締役社長（現任）</p> <p>2005年6月 当社取締役</p> <p>2006年5月 当社取締役兼プロダクト事業部長</p> <p>2006年10月 当社取締役兼E C事業部長</p> <p>2007年4月 当社専務取締役兼E C事業本部長</p> <p>2007年7月 当社取締役専務執行役員兼E C事業本部長</p> <p>2008年5月 当社取締役常務執行役員兼E C事業部長兼E C戦略室長</p> <p>2009年4月 当社取締役常務執行役員兼E C事業本部長</p> <p>2011年3月 当社取締役専務執行役員兼E C事業本部長</p> <p>2011年5月 当社取締役専務執行役員兼E C事業本部長兼E Cサービス推進室長</p> <p>2012年4月 当社取締役副社長執行役員兼E Cカンパニー代表</p> <p>2012年10月 当社取締役副社長執行役員</p> <p>株式会社e c b e i n g代表取締役 社長執行役員（現任）</p> <p>2013年5月 当社取締役</p> <p>2017年6月 当社代表取締役副社長（現任）</p> <p>2018年4月 株式会社エートウジェイ取締役会長</p> <p>2018年6月 全農E Cソリューションズ株式会社取締役（現任）</p> <p>2019年4月 株式会社v i s u m o代表取締役</p> <p>2019年5月 株式会社エートウジェイ代表取締役会長（現任）</p> <p>2020年3月 一般社団法人日本オムニチャネル協会代表理事（現任）</p> <p>2022年10月 株式会社R e v i C o取締役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社v i s u m o取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社e c b e i n g代表取締役社長執行役員</p> <p>株式会社エートウジェイ代表取締役会長</p> <p>株式会社v i s u m o取締役</p> <p>全農E Cソリューションズ株式会社取締役</p> <p>株式会社R e v i C o取締役</p> <p>有限会社ティーオーシステム代表取締役社長</p> <p>一般社団法人日本オムニチャネル協会代表理事</p>

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
4	なか ぎり まさ ひろ 中 桐 雅 宏 (1963年5月1日生) 80,000株	1992年4月 株式会社ソフトクリエイト（現当社）入社 2004年6月 当社取締役 2006年5月 当社取締役兼第二営業事業部長 2006年10月 当社取締役兼営業本部長 2007年4月 当社常務取締役兼営業本部長 2007年7月 当社取締役常務執行役員兼営業本部長 2008年5月 当社取締役専務執行役員兼営業本部長 2012年4月 当社取締役専務執行役員兼S Iカンパニー営業本部長兼営業本 部第1営業部長 2012年10月 当社取締役専務執行役員 株式会社ソフトクリエイト取締役専務執行役員営業本部長 2014年4月 株式会社ソフトクリエイト取締役 副社長執行役員営業本部長 2015年6月 当社取締役 2016年10月 当社取締役専務執行役員経営管理担当 2017年3月 株式会社アクロホールディングス取締役（現任） 2018年4月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼経理部長 2018年12月 株式会社エートウジェイ監査役 2019年5月 株式会社ソフトクリエイト取締役（現任） 株式会社エートウジェイ取締役（現任） 2019年6月 株式会社e c b e i n g取締役（現任） 2021年6月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 2022年10月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長（現任） 株式会社R e v i C o取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトクリエイト取締役 株式会社e c b e i n g取締役 株式会社エートウジェイ取締役 株式会社アクロホールディングス取締役 株式会社R e v i C o取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	さとう じゅん 佐藤 淳 (1974年3月11日生) 2,000株	1998年2月 株式会社ソフトクリエイト（現当社）入社 2007年1月 当社経営管理部長 2009年1月 当社執行役員 経営管理部長兼情報開示担当 2012年10月 株式会社ソフトクリエイト監査役 2014年4月 当社上席執行役員 経営管理部長兼情報開示担当 2015年6月 株式会社エイトレッド取締役CFO 管理部長 2017年4月 同社専務取締役CFO 管理本部長 2019年4月 同社専務取締役CFO 管理部長 2019年4月 株式会社visumo監査役 2019年6月 株式会社ソフトクリエイト監査役（現任） 2019年6月 株式会社ebeing監査役 2020年12月 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役（現任） 2021年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼経理部長 2021年6月 株式会社エイトレッド取締役（現任） 2022年6月 株式会社ebeing取締役（現任） 株式会社visumo取締役 2022年10月 当社取締役常務執行役員経理財務本部長兼経理部長（現任） 株式会社ReviCo監査役（現任） 2024年4月 システムワークスジャパン株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフトクリエイト監査役 株式会社ebeing取締役 株式会社エイトレッド取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 株式会社ReviCo監査役 システムワークスジャパン株式会社取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	やすだひろし 安田洋史 (1953年7月14日生) 2,000株	1979年10月 株式会社東芝入社 半導体国際部長、企業開発担当部長、提携戦略担当部長等を歴 任 2009年6月 東芝マイクロエレクトロニクス株式会社常勤監査役 2010年4月 青山学院大学経営学部兼大学院経営学研究科教授 2017年4月 同大学就職部長 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 同大学経営学部長兼同大学院経営学研究科長 2020年9月 スヴォトンテクノロジーージャパン株式会社社外監査役(現任) 2022年4月 青山学院大学名誉教授(現任) 青山学院大学客員教授 (重要な兼職の状況) 青山学院大学名誉教授 スヴォトンテクノロジーージャパン株式会社社外監査役
7	たちばな だい き 橋大樹 (1982年7月12日生) 一株	2008年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 石寄信憲法律事務所(現石寄・山中総合法律事務所)入所 2015年9月 同事務所ヴァイスパートナー就任 2020年1月 同事務所パートナー就任(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 石寄・山中総合法律事務所パートナー

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 安田洋史及び橋大樹の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割について

(1) 安田洋史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、経営学に関する専門家であり、株式会社東芝においては、本社部門、半導体事業部門や海外子会社等で、アライアンス・M&Aの実務を含む、経営戦略全般の業務に携わっております。その後は実務経験を活かし、現在では当該分野のエキスペートとして研究を重ねております。引き続き当該知見を活かして経営戦略等について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

(2) 橋大樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や豊富な経験をもとに、また、法律の専門家として独立した立場から当社の経営に対する助言をいただけることを期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は安田洋史及び橋大樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、安田洋史及び橋大樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、安田洋史及び橋大樹の両氏の再任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役太田晴彦氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
たはた あやこ 田畑 綾子 (1973年7月5日) 3,000株	2005年1月 株式会社ソフトクリエイト（現当社）入社 2023年4月 当社経理財務本部部长 2024年4月 当社顧問（現任）

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の田畑綾子氏の戸籍上の氏名は、蘇谷綾子であります。
3. 当社は田畑綾子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

	特に期待する知識・経験・能力						
	企業経営・ 経営戦略	IT・デジタ ル	マーケティ ング・営業	財務・会計・ ファイナンス	人材・労務・ 人材開発	法務・リスク マネジメント	ESG・サステ イナビリティ
林 勝	●						
林 宗 治	●	●	●				
林 雅 也	●	●	●				
中 桐 雅 宏					●	●	
佐 藤 淳				●			
安 田 洋 史							●
橘 大 樹					●	●	

※各取締役に期待する知識・経験・能力であり、各取締役の有するすべての知見を表すものではない。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役太田晴彦氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
太田 晴彦	2019年6月 当社常勤監査役（現任）

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進む中で、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く、個人消費も持ち直すなど緩やかな景気回復が継続しました。また、大手企業を中心とした投資意欲が旺盛であるほか、インバウンド需要回復などの前向きな動きはあるものの、原材料やエネルギー価格をはじめとした諸物価の上昇及び日本銀行の金融緩和政策の見直しに対する警戒感、中国経済の先行き懸念や長期化するウクライナ情勢と中東情勢の不安定化に伴い、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属するIT業界は、企業のECサイト構築需要の高まりや、IoT、AIを活用したITサービスの進展、クラウドサービスやセキュリティ対策、RPA等のデジタル変革(DX)推進に向けた需要を軸に企業等のIT投資は拡大基調が継続しております。

このような状況の中で、当社グループは国内市場シェアNo.1のECサイト構築プラットフォーム「ecbeing」の提供やECサイトの売上拡大のための施策となるクラウドサービス(SaaS型)の提供を推進してまいりました。そのほか、生成AI市場の世界的な需要急拡大を背景として当社独自で開発した企業向け生成AIサービス「Safe AI Gateway」の提供や、企業のデジタル変革推進への取り組みに関連した企業内情報システムサービス「SCクラウド」、「X-pointクラウド」の提供を推進するなど、ECソリューション事業及びITソリューション事業の売上拡大に注力してまいりました。

これらの結果、売上高は279億12百万円(前期比15.1%増)、営業利益は51億69百万円(同19.6%増)、経常利益は53億55百万円(同19.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は32億57百万円(同19.0%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ECソリューション事業)

国内市場シェアNo.1のECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売及びECクラウドサービス「メルカート」の提供や、ECサイトの売上拡大施策となるビジュアルマーケティング「v i s u m o」、レビュー最適化ツール「ReviCo」、オムニチャネル分析ツール「S e c h s t a n t」等のクラウドサービス (SaaS型) を提供し、トータル的なECソリューションを提供しております。

ECソリューション事業は、ECサイト構築売上高が伸長したことや、ECサイトの売上拡大施策となるクラウドサービス売上高が伸長したこと等により、売上高は155億44百万円 (前期比16.7%増)、セグメント利益 (経常利益) は39億63百万円 (同17.8%増) となりました。

(ITソリューション事業)

当社グループの独自サービスである「SCクラウド」、ワークフローサービス「X-p o i n tクラウド」等のクラウドサービス (SaaS型) の提供をしております。そのほか、セキュリティ・インフラ構築や当社グループが独自で開発したプロダクト製品「A g i l e W o r k s」、「L 2 B l o c k e r」を販売しております。

ITソリューション事業は、クラウドサービス売上高が伸長したことや、セキュリティ・インフラ構築売上高の伸長により、売上高は123億68百万円 (前期比13.1%増)、セグメント利益 (経常利益) は28億35百万円 (同8.2%増) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、13億18百万円でありま
す。

その主なものは、ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」、ワークフロー「X-p o
i n tクラウド」、 「A g i l e W o r k s」の製品機能強化を図ったことに伴うソフトウェ
ア投資による増加であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ e c b e i n g	200百万円	100.0%	ECサイト構築パッケージ「e c b e i n g」の販売、カスタマイズ、保守、SEO対策、リスティング、プロモーションサービス等の提供、データセンターでのホスティングサービス
㈱ソフトクリエイト	200百万円	100.0%	ソフトウェアプロダクト「L2Blocker」の販売、ネットワーク構築保守、ホスティングサービス、クラウドサービス、パソコン、サーバー等のIT機器及び市販パッケージソフトウェア等の販売
㈱エイトレッド	621百万円	51.3%	ワークフロー「X-pointクラウド」、「AgileWorks」等の開発及び販売、クラウドサービス
㈱ v i s u m o	200百万円	98.3%	ビジュアルマーケティングツールの開発、販売
全農ECソリューションズ(株)	20百万円	51.0%	「JAタウン」、 「JAのふるさと納税」の運用業務
㈱ R e v i C o	100百万円	100.0%	レビューマーケティングツール 「ReviCo」の開発及び販売
エクスジェン・ネットワークス(株)	59百万円	50.4%	ID総合管理ツール「LDAP Manager」等の開発及び販売
㈱エートウジェイ	75百万円	79.3%	コンテンツマーケティング支援 ECサイト構築・運用支援

(3) 対処すべき課題

当社グループの属するIT業界は、EC市場の拡大を背景としたECサイト構築需要が拡大していることや、クラウドサービス市場の拡大を背景とした需要の急拡大や、行政におけるデジタル化の推進、IT技術者の人材不足が深刻化するなど、IT業界を取り巻く環境は大きく変化しており、より迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、次の活動を通して、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

- ① 積極的な人材採用の実施により人材確保に努めると共に、研修の実施や評価制度の充実により、社員の能力を最大限に発揮させる仕組み作りを推進してまいります。
- ② ECソリューション事業及びITソリューション事業の拡大のための重点顧客戦略の推進により、販売体制の強化を図ると同時に、展示会またはセミナー等を通じて、知名度の向上を図ってまいります。
- ③ 市場とテクノロジーの進歩に素早く対応できるための更なる製品機能の強化やオプション機能の開発等の実施により、製品機能を充実させ、競合他社との差別化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式102,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 25,090,401株
(自己株式 2,459,877株を除く)
- ③ 株主数 6,494名
(前期末比1,155名増)
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 テ ィ ー オ ー シ ス テ ム	6,967,940株	27.77%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,766,600株	7.04%
B I P R O G Y 株 式 会 社	1,308,000株	5.21%
株 式 会 社 オ ー ビ ッ ク ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	1,291,800株	5.15%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,022,000株	4.07%
林 勝	820,320株	3.27%
林 宗 治	814,428株	3.25%
林 雅 也	814,330株	3.25%
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	300,000株	1.20%
ソ フ ト ク リ エ イ ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	296,160株	1.18%

(注) 1. 当社は自己株式を2,459,877株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算定しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 勝	株式会社 e c b e i n g 代表取締役会長執行役員 株式会社ソフトクリエイト取締役会長執行役員 全農ECソリューションズ株式会社監査役 株式会社ジョーレン取締役
代表取締役社長	林 宗 治	株式会社ソフトクリエイト代表取締役社長執行役員 株式会社エイトレッド代表取締役会長 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 株式会社Y2S取締役
代表取締役副社長	林 雅 也	株式会社 e c b e i n g 代表取締役社長執行役員 株式会社エートウジェイ代表取締役会長 株式会社 v i s u m o 取締役 全農ECソリューションズ株式会社取締役 株式会社 R e v i C o 取締役 一般社団法人日本オムニチャネル協会代表理事 有限会社ティーオーシステム代表取締役社長
取 締 役	中 桐 雅 宏	専務執行役員 経営管理本部長 株式会社ソフトクリエイト取締役 株式会社 e c b e i n g 取締役 株式会社エートウジェイ取締役 株式会社アクロホールディングス取締役 株式会社 R e v i C o 取締役
取 締 役	佐 藤 淳	常務執行役員 経理財務本部長兼経理部長 株式会社ソフトクリエイト監査役 株式会社 e c b e i n g 取締役 株式会社エイトレッド取締役 エクスジェン・ネットワークス株式会社取締役 株式会社 R e v i C o 監査役
取 締 役	安 田 洋 史	青山学院大学名誉教授 ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社社外監査役
取 締 役	橘 大 樹	石寄・山中総合法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	太 田 晴 彦	
監 査 役	山 本 勲	
監 査 役	鐘 田 憲 男	

- (注) 1. 取締役安田洋史氏及び橘大樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本勲氏及び鐘田憲男氏は、社外監査役であります。

3. 監査役鎌田憲男氏は、国税庁職員及び税理士としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役安田洋史氏及び橋大樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	432,349	418,038	14,311	7
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(2)
監査役	13,800	13,800	—	3
(うち社外監査役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(2)
計	446,150	431,838	14,311	10
(うち社外役員)	(7,200)	(7,200)	(—)	(4)

(注) 1. 上記の報酬等の額には、以下の内容が含まれております。

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額233,600千円

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「ニ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2011年6月23日開催の第44期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月17日開催の第54期定時株主総会において、株式報酬の額として年額10億円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2004年6月28日開催の第37期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たって、複数の代表取締役による決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、グループ全体の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、優秀な人材を確保するため、各職責に十分見合う競争力のある水準とすることを基本方針とする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

基本報酬決定時には、前年度の会社業績や当年度の見込み、e項の条件を考慮して決定しているため、別途の業績連動報酬（賞与）は採用しない。

c. 非金銭報酬に関する方針

非金銭報酬等（株式報酬）は、株式報酬型ストック・オプション等の株価に連動した報酬の仕組みを用いて株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有することを目的として、グループの業績向上との連動性を強化した報酬として有効に機能するよう適切な制限や条件を設定して支給するものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行い、代表取締役が個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの割合については、今後、報酬全体のバランスを見ながら検討を進めるものとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の金銭報酬額については、株主総会で決議された年度限度額の範囲内で、当該年度の取締役（社外取締役を含む）全員の年度総報酬額を取締役会にて決議し、その決議に基づき代表取締役が具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その委任の内容は、各取締役の基本報酬の額の配分とする。

非金銭報酬等（株式報酬）は、株主総会で決議された年度限度株式付与総数の範囲内で、当該年度の実績に基づく取締役（社外取締役を除く）に対する株式付与総数を取締役会にて決議し、その決議に基づき代表取締役が個人別の具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その委任の内容は、各取締役の割当株式数の配分とする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月17日開催の取締役会にて代表取締役（会長 林 勝、社長 林宗治、副社長 林雅也）に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された年度限度額の範囲内で、当該年度の実績に基づく取締役全員の年度報酬額を取締役会にて決議し、その決議に基づき代表取締役が具体的内容の決定について委任を受けるものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載の通りであります。
なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	安 田 洋 史	大手上場企業での、アライアンス・M&A等、経営戦略業務の経験及び経営学の豊富な知見を有しており、取締役会において必要に応じ、適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、11回に出席
取 締 役	橋 大 樹	弁護士としての幅広い知識や豊富な経験をもとに、法律の専門家として幅広い知識と見識を有しており、当該知見を活かして客観的な観点から取締役の業務執行に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、10回に出席
監 査 役	山 本 勲	大手上場企業の監査役を務めた経験を有しており、当該知見を活かし、必要に応じ、取締役会・監査役会において適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、12回に出席 監査役会12回開催のうち、12回に出席
監 査 役	鐘 田 憲 男	長年にわたる税務・会計の専門家として豊富な経験を有しており、当該知見を活かし、必要に応じ、取締役会・監査役会において適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、11回に出席 監査役会12回開催のうち、11回に出席

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務政策等をはじめとする経営諸施策の機動的な遂行及び株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により決定しております。

剰余金の配当につきましては、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主への利益配分を重要な経営課題として位置づけ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき24円とさせていただきました。2023年12月4日に実施した中間配当1株当たり24円と合わせまして、年間配当は1株当たり48円となります。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,550,519	流 動 負 債	7,381,743
現金及び預金	13,509,151	買掛金	1,916,940
受取手形、売掛金及び契約資産	5,512,658	契約負債	1,671,404
電子記録債権	266,801	未払法人税等	1,012,193
有価証券	184	賞与引当金	676,464
商 品	259,562	製品保証引当金	44,074
そ の 他	1,005,695	損害補償引当金	23,000
貸倒引当金	△3,534	そ の 他	2,037,667
固 定 資 産	10,747,753	固 定 負 債	2,264,762
有 形 固 定 資 産	262,422	役員退職慰労引当金	801,801
建 物	117,814	退職給付に係る負債	926,970
工具、器具及び備品	127,302	資産除去債務	67,937
土 地	17,306	繰延税金負債	468,053
無 形 固 定 資 産	1,960,183	負 債 合 計	9,646,505
ソフトウェア	1,955,823	純 資 産 の 部	
そ の 他	4,360	株 主 資 本	16,251,006
投資その他の資産	8,525,146	資 本 金	854,101
投資有価証券	7,034,123	資 本 剰 余 金	1,932,036
繰延税金資産	309,801	利 益 剰 余 金	16,533,240
そ の 他	1,188,995	自 己 株 式	△3,068,372
貸倒引当金	△7,774	その他の包括利益累計額	2,353,274
資 産 合 計	31,298,272	その他有価証券評価差額金	2,199,587
		退職給付に係る調整累計額	153,687
		新 株 予 約 権	441,967
		非 支 配 株 主 持 分	2,605,518
		純 資 産 合 計	21,651,767
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,298,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,912,345
売上原価	15,996,915
売上総利益	11,915,430
販売費及び一般管理費	6,745,978
営業利益	5,169,451
受取利息	573
受取配当金	99,013
貸倒引替によるの	71
投資利益	411
その他	79,187
営業外費用	44,828
貸倒損	106
中途解約違約金	972
損害補償引当金繰入	12,440
その他	23,000
経常利益	1,480
特別利益	37,998
固定資産売却益	5,355,539
投資有価証券売却益	18
関係会社株式売却益	9,999
新株予約権戻入益	61,070
特別損失	628
投資有価証券売却損	970
固定資産除却損	1,613
税金等調整前当期純利益	2,584
法人税、住民税及び事業税	5,424,672
法人税等調整額	1,812,407
当期純利益	△143,845
非支配株主に帰属する当期純利益	1,668,561
親会社株主に帰属する当期純利益	3,756,110
	498,988
	3,257,121

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社ソフトクリエイティブホールディングス
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 且
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイティブホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイティブホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社ソフトクリエイティブホールディングス
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 且
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイティブホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ソフトクリエイティブホールディングス 監査役会

常勤監査役 太田 晴彦 ㊟

監査役 山本 勲 ㊟

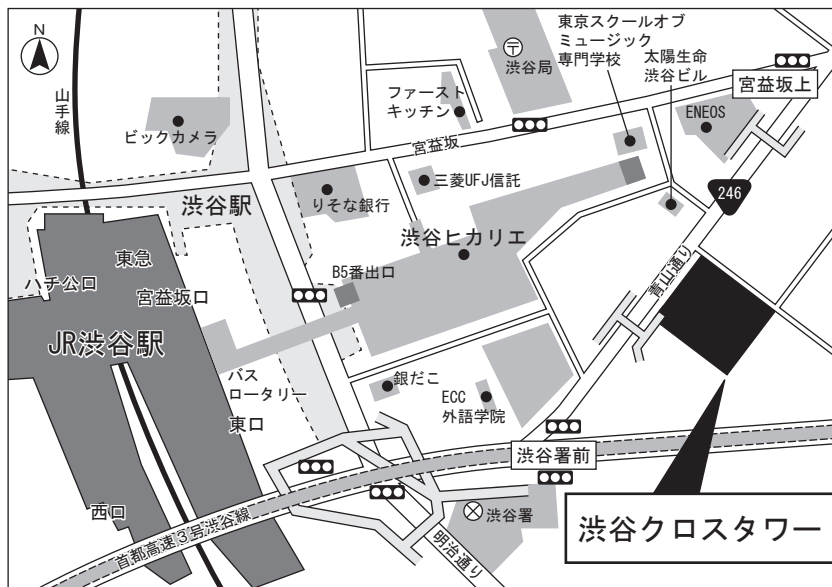
監査役 鏑田 憲男 ㊟

(注) 監査役山本勲及び鏑田憲男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー5階 本社大会議室
電話：03-3486-0606



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩4分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩4分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
渋谷ヒカリエ方面連結通路より徒歩4分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩7分

※現在「渋谷駅街区開発計画」に伴う大規模工事の影響により、駅からの連絡通路や歩道橋の一部が通行できない場合がありますので、ご注意ください。